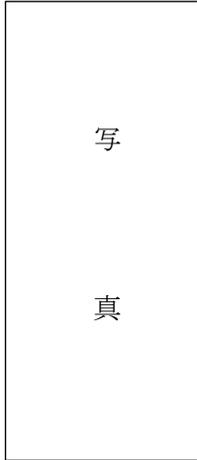


## ○省令様式一覧

No	様式名	様式番号
1	職員証（第16条関係）	別記様式第3号
2	調査員証	別記様式第1号
3	指導員証	別記様式第2号
4	職員証（第22条関係）	別記様式第3号
5	職員証（喫煙可能室設置施設関係）	附則様式第2号
6	職員証（指定たばこ専用喫煙室設置施設等関係）	附則様式第3号
7	喫煙可能室設置施設 届出証	附則様式第1号
8	喫煙可能室設置施設 変更届出証	附則様式第1号の2
9	喫煙可能室設置施設 廃止届出証	附則様式第1号の3

表 面

12cm



第 号

所 属 庁

氏 名

生年月日

令和 年 月 日 発 行

(使用期間一年)

健康増進法第二十五条の九第二項の規定による立入検査証

8 cm

裏 面

この証票を携帯する者は、健康増進法により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法抜粋

(立入検査等)

第二十五条の九 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

写真面及び職員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

表面

12cm



第 号

所 属 庁

氏 名

国民健康・栄養調査員の証

生年月日

令和 年 月 日 発 行

(使用期間二月)

8 cm

裏面

この証票を携帯する者は、健康増進法により国民健康・栄養調査員の職務を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法抜粋

(国民健康・栄養調査員)

第十二条 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

第七十条 国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職にあつた者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

健康増進法施行規則抜粋

(国民健康・栄養調査員)

第三条 国民健康・栄養調査員は、医師、管理栄養士、保健師その他の者のうちから、毎年、都道府県知事が任命する。

(国民健康・栄養調査員の身分を示す証票)

第四条 国民健康・栄養調査員は、その職務を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときには、これを提示しなければならない。

写真面及び調査員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

裏 面

12cm



第 号

所 属 庁

栄 養 指 導 員 の 証

氏 名

生年月日

令和 年 月 日 発 行

(使用期間一年)

8 cm

この証票を携帯する者は、健康増進法により栄養指導員の職務を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法抜粋

(栄養指導員)

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務(同項第一号及び第二号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。)を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

(立入検査等)

第二十四条 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

写真面及び指導員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

表 面

12cm



第 号

所 属 庁

氏 名

生年月日

令和 年 月 日 発 行

(使用期間一年)

健康増進法第三十八条第二項の規定による立入検査証

8 cm

裏 面

この証票を携帯する者は、健康増進法により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法抜粋

(立入検査等)

第三十八条 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

写真面及び職員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

表 面

12cm



第 号

所 属 庁

氏 名

生年月日

健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)附則第二条第六項の規定  
による立入検査証

令和 年 月 日 発 行

(使用期間一年)

8 cm

裏 面

この証票を携帯する者は、健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)附則抜粋

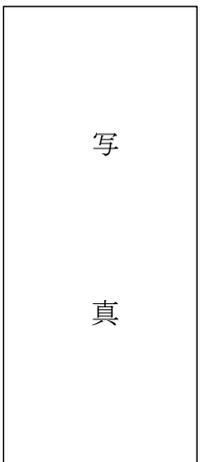
第二条

- 5 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。次条第三項において同じ。)は、この条の規定の施行に必要な限度において、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、当該喫煙可能室設置施設の状態その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 6 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 7 第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

写真面及び職員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

表 面

12cm



第 号

所 属 庁

氏 名

生年月日

健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)附則第三条第四項の規定  
による立入検査証

令和 年 月 日 発 行

(使用期間一年)

8 cm

裏 面

この証票を携帯する者は、健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)附則抜粋

第三条

- 3 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

写真面及び職員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

※ 届出受理番号	
----------	--

喫煙可能室設置施設 届出書

令和 年 月 日

殿

届出者

印

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	
	②-1 所在地	〒 — (電話 — — )
	②-2 車両番号等	
	③営業許可番号	第 号
	④営業許可日	年 月 日
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名（法人にあっては、その名称）	
	(ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名	
	③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）	〒 — (電話 — — )
3 備考		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1 欄②は、②-1 又は②-2 のいずれかに記載すること。
- 2 欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3 欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 変更届出受理番号	
------------	--

## 喫煙可能室設置施設 変更届出書

令和 年 月 日

殿

届出者 ㊟

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第7項の規定により下記のとおり届け出ます。

### 記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな)	
	①名称	
	②-1所在地	〒      —  (電話      —      —      )
	②-2車両番号等	
	③営業許可番号	第      号
④営業許可日	年      月      日	
2 管理権原者	(ふりがな)	
	①氏名（法人にあっては、その名称）	
	(ふりがな)	
②法人にあっては、その代表者の氏名		
③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）	〒      —  (電話      —      —      )	
3 変更内容	①変更前	
	②変更後	
	③変更日	年      月      日
4 備考		

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1欄及び2欄は、変更届出までの事項を記載すること。
- 3 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 4 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 5 4欄には、変更届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 廃止届出受理番号	
------------	--

喫煙可能室設置施設 廃止届出書

令和 年 月 日

殿

届出者

印

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第8項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	
	②-1 所在地	〒 — (電話 — — )
	②-2 車両番号等	
	③営業許可番号	第 号
	④営業許可日	年 月 日
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名（法人にあっては、その名称）	
	(ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名	
	③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）	〒 — (電話 — — )
3 内容 廃止	①廃止理由	
	②廃止日	年 月 日
4 備考		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1 欄及び2 欄は、廃止届出までの事項を記載すること。
- 1 欄②は、②-1 又は②-2 のいずれかに記載すること。
- 2 欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 4 欄には、廃止届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。